

「給与構造の見直しに係る職員の給与等及び給与改定に関する概要」

1 給与構造見直しの骨子

人事院勧告に準拠することを基本に職員の給与構造を抜本的に見直す
(平成18年4月から実施)

- ① 地域の民間賃金水準をより職員給与へ反映させるため、給料表水準の引下げ
- ② 年功的な給与構造を是正するため、給与カーブのフラット化、級構成の再編、
枠外昇給制度の廃止等を実施
- ③ 勤務実績を適切に反映できる新たな昇給制度の導入と勤勉手当制度を実施

2 改定の内容

(1) 給料表の見直し

①全給料表の水準の引下げ

- ・行政職給料表 ⇒ 国の俸給表に準拠して引下げ改定 (平均改定率: △4.0%)
(8級制) (11級制) * (国の平均改定率: △4.8%)
- ・単労職給料表 ⇒ 国の俸給表に準拠して改定 (平均改定率: 0.0%)
(3級制) (6級制) * (国の平均改定率: △1.2%)

(注) 基行の在職実態に基づく平均改定率を表示

②給与カーブのフラット化

- ・若年層に適用される職務の級の号給 ⇒ 引き下げないか、引下げ幅を平均より
小さく
- ・中高齢層に適用される職務の級の号給 ⇒ 引下げ幅を平均より大きく
(最大△7%)

③級構成の再編

- ・国家公務員の俸給表に準拠して職務の級を統合

○給料表の級構成の再編

【行政職】

給料表	統合	再編後の級構成
行政職給料表	基行1・2級⇒新1級	8級制⇒7級制